

入 札 説 明 書

宮崎県が行う複合機の賃貸借並びに保守及び消耗品等の供給に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記 13 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 8 年 8 月 2 4 日

2 競争入札に付する事項

- (1) 物品及び数量 複合機の賃貸借並びに保守及び消耗品等の供給（10 台）
- (2) 物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 8 年 9 月 3 0 日
- (4) 契約期間 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 3 年 9 月 3 0 日まで（60 か月）
- (5) 納入場所 宮崎県庁福祉保健部薬務感染症対策課、福祉保健課、
日南保健所、都城保健所、小林保健所、高鍋保健所、
日向保健所、延岡保健所、高千穂保健所、衛生環境研究所
合計 10 カ所

(6) 入札方法

ア 入札書の賃貸借料と保守及び消耗品等料（単価契約料：いずれも消費税等を除く）について、入札書に単価（月額）、年額（12 か月分）及び総額（60 か月分）と分けて記入し、総額の合計額を入札金額として記載すること。

また、保守及び消耗品等料については、モノクロ、カラープリント、カラーコピー毎に枚数毎の単価が分かるよう積算内訳を作成すること。（入札書と積算内訳は割印を押印すること。）。

イ 1 か月の複写枚数は、以下のとおりとする。

- 1 台：福祉保健課：21,000 枚
（モノクロ 14,000 枚、カラーコピー 1,000 枚、カラープリント 6,000 枚）
- 1 台：薬務感染症対策課：19,000 枚
（モノクロ 13,000 枚、カラーコピー 1,000 枚、カラープリント 5,000 枚）
- 4 台：日南保健所、都城保健所、小林保健所、高鍋保健所：500 枚
（モノクロ 500 枚、カラーコピー 0 枚、カラープリント 0 枚）
- 1 台：日向保健所：12,000 枚
（モノクロ 10,000 枚、カラーコピー 500 枚、カラープリント 1,500 枚）
- 1 台：延岡保健所：8,500 枚
（モノクロ 6,000 枚、カラーコピー 500 枚、カラープリント 2,000 枚）
- 1 台：高千穂保健所：16,000 枚
（モノクロ 10,000 枚、カラーコピー 1,000 枚、カラープリント 5,000 枚）
- 1 台：衛生環境研究所：3,500 枚
（モノクロ 2,000 枚、カラーコピー 500 枚、カラープリント 1,000 枚）

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって

落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 2 の (4) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）又は、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合

ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で、種目が事務機器であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

カ 宮崎市内に本店又は支店（営業所を含む。）を有するものであること。

キ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けているものは、申立てがなされていない者とみなす。

- (2) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）を提出しなければならない。

なお、入札者は当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 上記(2)の書類の提出場所、提出期限、提出方法、事前審査及び結果の通知について

ア 提出場所

宮崎県福祉保健部薬務感染症対策課
宮崎市橘通東2丁目10番1号
郵便番号 880-0805 電話番号 0985-44-2620

イ 提出期限

令和8年8月31日(月)正午
(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

ウ 提出方法

持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)
※送付の場合は、令和8年8月31日(月)正午必着とする。

エ 事前審査の実施

入札者が、入札参加資格を満たしているかを事前に審査する。県が必要と認めた場合には、入札者に対して個別に聞き取りを行った上、提出書類の修正を求める場合がある。

審査期間 令和8年9月1日(火)から令和8年9月2日(水)まで

オ 事前審査結果の通知

事前審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、又は修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札参加資格を認めない。この通知は審査終了後、入札日までの間に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県福祉保健部薬務感染症対策課
宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 期間 令和8年8月24日(月)から令和8年8月31日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県福祉保健部薬務感染症対策課
- (2) 期間 令和8年8月24日(月)から令和8年8月31日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで)

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については令和8年8月31日(月)正午まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

上記メールによる通知を必要とする者は、入札説明書を受領した際に13の部局に『複合機の賃貸借並びに保守及び消耗品等の供給に係る入札説明書を受領した旨』の内容でメールを送信すること。

なお、メールの送信の無いものにあつては、入札参加者全員に通知する内容の質問に関して、必要無いものとして取り扱う。

8 入札と開札

(1) 入札と開札の場所及び日時

ア 場所 宮崎県庁防災庁舎 5 階 5 7 号室

イ 日時 令和 8 年 9 月 7 日（月） 午前 1 0 時 3 0 分

- (2) 入札に参加する者は、別紙様式 2 による入札書及び別紙 3 による積算内訳（以下「入札書等」という。）を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式 4 による委任状を提出するほか、入札書等に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (4) 入札書等は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書等の表記金額は訂正できない。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (7) 開札には入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

9 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。
- (2) 入札の回数は、2 回を限度とする。
- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。また、初度の入札と同様に別紙 3 積算内訳も添付すること。
- (4) 再度の入札を辞退する場合には、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去二箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（過去二箇年の実績に関しては、本件入札の落札者に提出を求める。）

11 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書等の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書等の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

13 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県福祉保健部薬務感染症対策課

宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

郵便番号 880-0805 電話番号 0985-44-2620

E-mail:yakumukansensho@pref.miyazaki.lg.jp

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨